

## アメリカ商標法について

2016年6月10日

※2017年12月12日改訂

特許業務法人

**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

### 0. はじめに



(外務省 HP - 地域別インデックスより引用)

アメリカは、言わずと知れた世界最大の経済大国であり、そのアメリカと強固な同盟を結び、経済面でも多大な影響を受ける日本にとって、アメリカとの貿易・投資は最も重要であるといえる。実際に、日米両国では深く連携がなされており、両国の経済活動は全世界の約三割を占めるほどである。

また、アメリカは世界最大の知財大国でもある。特許出願数等の一部項目は、中国へ1位の座を明け渡したものの、知的財産保有件数や知的財産権による収益、保護制度整備状況など総合的に考慮すれば、未だに世界 No.1 の知財大国・知財先進国の座を守っている。

知財分野でアメリカに後れを取っている日本は、総理大臣主導で「知的財産戦略本部」を創設、「世界最大の知財立国樹立」を宣言したり、アメリカの CAFC（連邦巡回控訴裁判所）を参考にして知財高裁を設立、また、2015年には「新しいタイプの商標」（音・動き・位置・ホログラム・色彩のみからなる商標）を導入開始したり等、世界水準に近づくために様々な制度整備を進めてきた経緯がある。もっとも、アメリカでは、日本より約70年も前に音の商標を保護していたというから、アメリカがいかにか知財先進国かがよく分かる。

日本と商標制度が大きく違うアメリカへの商品やサービスの進出・展開は、アメリカが重要国であるが故に、現地の法制を理解しておくことが肝要となる。本資料が、お客様が海外展開を行う上での一助となれば幸いである。

## 1. アメリカにおける商標法の基本構造

アメリカにおける商標保護の仕組みは、コモンロー上による商標保護を基礎としつつ、連邦レベルでの登録制度・各州が独自制定する登録制度による多重構造の制度となっている.....

..... (全 18 ページ) .....

以上

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

**【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK**

大阪法務部長：八谷 晃典（大阪本部在籍）

東京法務部長：石黒 智晴（東京本部在籍）

TEL（大阪）：06 - 6351 - 4384（代表）

TEL（東京）：03 - 3433 - 5810（代表）

E-Mail：ipkenzo@harakenzo.com

**【免責事項】**

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

**【無断複製・転載禁止】**

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

**【弊所のウェブサイト・facebook】**

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。  
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>

< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>

< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>

< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。